

健康福祉常任委員会視察報告概要

1 視察日時 令和5年10月25日(水)
午前10時30分から正午まで

2 視察先及び視察事項

- ・視察先 埼玉県戸田市
- ・視察事項 子育て短期支援事業

3 参加委員

委員長 川辺 浩直 副委員長 長谷川 礼奈
赤川 洋二 中井 めぐみ 粕谷 不二夫 大庭 祥照 山口 浩美
斎藤 由紀(オンライン)

4 視察の目的

戸田市では、「子どもが輝くまち とだ ～子どもとおとなでつくる確かな次代～」を掲げ、様々な取組を進めており、多様化する保育ニーズへの対応として、子育て短期支援事業においてトワイライトステイ事業を実施するなど、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて必要なサービスの整備を進めている。これらの先進的な取組について、委員会として今後の審査等の参考とするため視察を行った。

5 視察の概要

戸田市役所議長応接室にて、野澤戸田市議会健康福祉常任委員会副委員長の挨拶が行われた。その後、戸田市こども健やか部こども家庭支援室による子育て短期支援事業についての概要説明と質疑応答が行われた。

6 概要説明

【ショートステイ事業】

児童の保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、一定期間、児童を養育することにより児童及び家庭の福祉の向上を図る事業であり、平成26年11月から開始された。

児童の入退所は午前9時から午後9時までの間としており、1月当たり7日以内の利用期間となっているが、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は期間を延長できる。対象年齢は小学校6年生までであるが、実施施設が乳児院である場合は2歳児までとしている。

利用するに当たり、事前相談により、利用要件に当てはまるか聞き取ると同時に、家庭の生活状況・収入状況なども聞き取り、ほかのサービスの案内やショートステイ利用後の家庭への支援についても見通しを立てている。

【トワイライトステイ事業】

児童の保護者が仕事等の社会的事由により、帰宅が夜間にわたる場合、夕方から夜間にかけて一時的に児童の養育を行うことにより、児童及び家庭の福祉の向上を図る事業であり、平成13年2月から開始された。

児童の入退所は午後5時から午後9時30分までの間としているが、利用者がやむを得ない理由で、施設への到着が遅れる場合は、午後10時まで利用時間を延長することができる。対象年齢は小学校に通学する児童としている。

【利用状況と効果】

利用状況は、ショートステイ事業が令和2年度で14件、令和3年度で24件、令和4年度で44件であり、トワイライトステイ事業が令和2年度で73件、令和3年度で5件、令和4年度で509件である。

利用者層としては、生活保護世帯かつ母子家庭が多く、利用理由の大半が「育児疲れ」と「入院」である。新型コロナウイルス感染症の影響で利用者は減少していたものの、その後は回復してきており、トワイライトステイ事業においては、コロナ禍以前は、抽選になるほど毎月の利用者数が多く、保護者の育児負担軽減に大きく寄与していると考えられる。

【今後の課題】

① 土日祝日の利用

委託先の事業者の人員及び予算不足により、土日祝日での利用をできないのが現状である。

② 受け入れ状況の改善

人員不足に関連し、平日でも予約が困難になることが見受けられ、利用者事業者で利用日時の調整を行っている。

③ 預け先施設（事業者）の確保・拡充

ショートステイ事業の委託先については、子どもを預かることができる事業者が県内でも限られており、戸田市外からの予約が入っているため、子どもの受け入れが困難になる場面が増えてきている。

7 質疑応答

質疑：トワイライトステイ事業の施設は学童施設のような基準はあるのか。

応答：学童は国の事業名でいうと放課後児童健全育成事業といい、その事業の中で基準や要件を細かく決められている。一方で、本事業は国の事業名でいうと子育て短期支援事業といい、人員配置基準や施設の基準は現在ないという状況である。

質疑：子どもの送迎方法はどのようにしているのか。

応答：ショートステイ事業は原則、保護者が送迎を行っている。トワイライトステイ事業は学童を利用した後に、そのままトワイライトステイ事業に移行するので、事業者が学童まで子どもを迎えに行き、帰りは保護者が迎えにくる。

質疑：利用者は市と事業者のどちらに申し込むのか。

応答：ショートステイ事業では市に直接申し込むが、トワイライトステイ事業では事業者に申込書に提出し、その申込書を市が受け、承認している。

質疑：利用料の徴収は市が行っているのか。

応答：ショートステイ事業では市が徴収しており、トワイライトステイ事業では事業者が徴収している。

質疑：委託料の支払いは毎月払いなのか。

応答：毎月払いである。

質疑：トワイライトステイ事業において、就学前の児童の受け入れ要望はないのか。

応答：特段、要望を受けたことはないと思われるが、要望があった際は乳幼児の夜間受け入れをしている施設の案内をするなどの対応が考えられる。

質疑：本事業を行うにあたり、今まで大きなトラブルはなかったのか。

応答：特段ない。

質疑：複数の施設があるが、利用者から子どもを預ける施設の希望はあるのか。

応答：施設が限られており、空きがある施設でないといけないことを事前に説明し、理解いただいている。

質疑：定員はどれくらいか。

応答：ショートステイについては1部屋のみなので、1日1組の受け入れになる。

質疑：預け先施設（事業者）の確保・拡充を課題として挙げていたが、今後の対応策は何かあるのか。

応答：今のところ、対応できており余裕があるので、検討はしていない。

質疑：預け先施設を委託事業者が運営しているが、今後直営にする予定はあるのか。

応答：市が直営することは、人員確保等の観点から難しいと考えている。

質疑：市民から土日祝日の利用要望は多いのか。

応答：入院により利用する場合、土日だけ子どもを預けることができないため不便に感じるといった声がある。

質疑：今まで、予算が不足し年度途中で補正予算を組むことはなかったか。

応答：予算の流用で対応したことはある。

質疑：利用者に年々ばらつきがあり、予算確保等における翌年の利用者数を予想することが難しいと思うが、どのように予想しているのか。

応答：実際に利用者と直接やり取りをしているケースワーカーからも意見を聞くなど、翌年の見込みを立てている。

8 委員長所感

所沢市では、待機児童数の増加をはじめ保育環境改善の必要性が生じている。保護者が働き続ける環境を実現するには、より一層の「保育」と「労働」を調和させる支援が必要となる中、戸田市で実施している「ショートステイ事業」及び「トワイライトステイ事業」の視察を通して、保育環境を充実する施策を調査することができた。また、土曜及び日曜、祝祭日での対応や人員確保への課題などを学ぶことができ、今後の委員会での取組・審査の充実に資するものとなった。

健康福祉常任委員会視察報告概要

- 1 視察日時 令和5年10月26日（木）
午前10時から午前11時30分まで
- 2 視察先及び視察事項
 - ・視察先 福島県福島市
 - ・視察事項 特色ある幼児教育・保育プロジェクト
【子ども・子育て新ステージ2020】
- 3 参加委員
委員長 川辺 浩直 副委員長 長谷川 礼奈
赤川 洋二 中井 めぐみ 粕谷 不二夫 大庭 祥照 山口 浩美
斎藤 由紀（オンライン）

4 視察の目的

福島市では「子ども・子育て新ステージ2020」の事業の1つとして、私立の幼稚園・保育施設の個性豊かで特色ある幼児教育・保育の取組を行う対象プロジェクトに対し、市独自の支援を行っている。また、子どもたちの創造性や感性を育む特色ある教育・保育を推進する施設の魅力ある取組を県内外に発信し、「子育てするなら福島市」と思ってもらえるよう幼稚園・保育施設を支援・紹介している。これらの先進的な取組について、委員会として今後の審査等の参考とするため視察を行った。

5 視察の概要

福島市役所会議室にて、佐藤福島市議会事務局長の挨拶が行われた。その後、福島市こども未来部幼稚園・保育課による特色ある幼児教育・保育プロジェクトについての概要説明と質疑応答が行われた。

6 概要説明

【特色ある幼児教育・保育プロジェクト】

私立の幼稚園・保育施設に通う子どもたちの創造性や感性を育むため、個性豊で魅力ある取組を実施している私立の幼稚園・保育施設を支援、紹介する事業である。

主に以下①～⑤の事業を対象としている。

- ① 共生社会を目指す教育・保育
- ② 自然環境を生かした教育・保育
- ③ 心身の健康増進及び身体機能向上を目指す教育・保育
- ④ 芸術・文化・伝統に関する教育・保育
- ⑤ ICTの活用、地域との連携事業などその他特色ある教育・保育と認められる事業
支援の内容は、1～3年目事業は2分の1を補助（上限120万円）し、4年目以降

は事業継続に必要な経費の2分の1を補助（上限30万円）している。加えて、福島市ホームページへ事業内容を掲載、PR動画を作成し、デジタルサイネージ、YouTubeなどを通して発信、パンフレット等を作成し、イベント等で配布といった方法でプロジェクトの紹介を行っている。

【① 共生社会を目指す教育・保育】

・福島学院大学認定こども園（令和4年度）

心のバリアフリーの素地を育むために、様々な種類の絵本をそろえ、子どもたちが触れることができる図書館の設営をした事例。施設に通う園児だけでなく、地域の未就園児や他園の園児にも絵本の貸し出しを行う。このこども園は大学の附属園ということもあり、大学の授業とも連携し、学生が児童に読み聞かせを行うこともある。多様な絵本を用意することで、個性への理解や尊重・協力の大切さなどの学びにつなげることができる。

・ベビーホームゆりかご（令和4年度）

外国籍の園児が多く通う保育園にて、保育士自身が英語教育に関わるノウハウを身につけ、主に0歳から2歳までの園児を対象として、英語保育に関わる活動をしている。料理、ダンス等を楽しみながら英語に触れることで、自分を表現する楽しさを知り、異文化に触れることで多様性に触れる大切な時間を得ることができる。

・ペンギンナーサリースクールふくしま（令和2年度）

ふくしまで海外留学～0歳からのダイバーシティ教育～を銘打って、英語に特化した教育を行う。外部講師を招くだけでなく、耳を慣らすためにインターネットを活用し、同様の教育方針の園と遠隔で交流する。

【② 自然環境を生かした教育・保育】

・認定こども園おかやまこども園（令和2年度～令和4年度）

福島の恵まれた自然環境を生かした教育を行う。米作りや残渣からの堆肥作りなどを通して、自給自足、地産地消を学び、畑を遊び場（学びの場）として、子どもたちの生きる力を育てていく。

・ひかりの子保育園（令和4年度）

ものづくり、砂遊びを通して、五感を刺激し、豊かな感性を育てる。子どもだけではなく、保護者にも参加いただき、服が汚れることは体験のしるしと理解を求め、子どもが自然に触れ、実体験の場を増やすことで、コロナ禍で薄れていたヒトとヒトとが喜び合う体験ができる。

【③ 心身の健康増進及び身体機能向上を目指す教育・保育】

・ぶらいど（令和2年度～令和4年度）

サッカーを中心にした教育を行う。サッカーをするか、観戦・応援するか、選択肢を用意することで、子ども自身が自分で決め、自由にサッカーをできる環境づくりをしている。園外との交流戦や大会への出場を行うことで、子どもたちが気づき、高めあえる機会を用意する。

- ・福島隣保館保育所（令和4年度）

食育を通して子どもたちのこころとからだを育てることに着目し、「見て触れて 育てて食べて 元気と笑顔」をコンセプトに教育を行う。楽しみながら食に関する知識、興味を育てるために、それぞれの年齢の発達段階に沿った活動をする。米づくりや鏡餅づくりなどの食育活動を特別なイベントとせず、日々の活動の一つとして取り組んでいる。

【④ 芸術・文化・伝統に関する教育・保育】

- ・福島わかば幼稚園（令和2年度）

STEAM教育を取り入れた新しい時代の教育を行う。アカデミックな学びも、ただ教科学習のように反復で覚えるのではなく、アート表現として、より主体的で深い学びを得るために、自分で考察できる段階の「よく見る力」「まとめる力」「全体を見る力」「大きさを感じる力」の4つの力を育む、学びを充実させている。

- ・あゆみ保育園（令和2年度、令和3年度）

色彩に注目した、自主性と創造力、表現力を育む取組を実践している。思わず挑戦したくなるような環境を整え、「何を作りたいか」「どんな活動をしたいか」子どもたち自身が話し合い、考えて活動を行うことで、主体性や自主性が育まれている。

- ・福島敬香保育園（令和3年度、令和4年度）

太鼓を通して、姿勢や挨拶、マナーなどの所作の大切さを学ぶ。上手にたたくことを目的にするのではなく、みんなで一つの作品を作り上げることに重点を置いている。福島市にゆかりのある曲を演奏することで、子どもたちに福島市を身近に感じてもらう教育も行われている。

【⑤ ICTの活用、地域との連携事業などその他特色ある教育・保育と認められる事業】

- ・ぷちっと（令和2年度）

小規模事業所がグループで参加し、ICTを活用し、互いに交流するプロジェクトである。小規模事業所は定員が少なく、同じ年齢の子どもたちが施設内にいないということも見受けられるので、ライブ配信により他園と保育を共有することで、コロナ禍でも子どもたちに寄り添った教育を行っている。

- ・くるみ保育園（令和3年度）

子ども同士のつながりだけではなく、保護者とのつながりを密にすることに着目し、小規模事業所の特性を生かして、保護者と密着していく取組を行う。子どもたちの園での様子を玄関に設置したディスプレイで紹介している。

7 質疑応答

質疑：事業の選定方法はどのようにしているか。

応答：選定委員会において、プロジェクトに応募した各施設のプレゼンテーション内容について、①5つの事業類型に合致した内容であること、②子どもたちの内発性、主体性、表現力を育むプロジェクトであること、③保護者の興味関心を引きつけるプロジェクトであること、④意欲的かつ独創的なプロジェクトであること、⑤

実現、継続可能なプロジェクトであること、を総合的に審査し、選定基準を満たしているかを判定する。

質疑：プロジェクトの参加割合はどれくらいか。

応答：令和2年度から令和5年度の4年間で、私立の幼稚園・認可保育施設78施設中、34施設がプロジェクトに参加している。

質疑：事業実施の効果の検証はどのようにしているか。

応答：事業の認知度について、保育施設への入所を希望する保護者へアンケートを実施するとともに、プロジェクト参加施設に対しても、事業を実施した成果などについてアンケートを行っている。

質疑：特定の保育園への入所希望が集中してしまわないか。

応答：本当はすべての園がプロジェクトに参加し、保護者の選択肢が増えることが目指すべきところである。今までは保育施設を選ぶに当たり、職場や自宅からの距離といったものを優先していたが、これからは園での取組に注目し、特定の保育園を希望できる環境を整えている段階である。

質疑：幼いころから個性を伸ばす取組を行ったことで子どもたちに変化が見えてきたりしたか。

応答：令和2年から始まったばかりの取組のため、目に見えて変化はないように思うが、保育施設で様々な新しい挑戦をしていくことで、子どもが大きく成長するきっかけになればという思いをもって取り組んでいる。

質疑：プロジェクトへの申し込み状況と、保育園と幼稚園の数を市立私立の別で教えてほしい。

応答：1年目は手を挙げたが選考で落ちた事業者がいたが、2年目以降は課内で継続性等のチェックを行い、事業の内容を把握してから審査に臨んだため、落ちる事業者はいなかった。私立の保育施設が34施設、認定こども園が11施設、地域型保育施設が22施設ある中で34施設が参加している。幼稚園は12施設ある中で3施設参加している。

質疑：プロジェクトの立ち上げの経緯は。

応答：保育の質を高めたい。保護者に良い施設を紹介して、選んでほしい。福島市に転入してもらいたい。こういった思いから、子育てのまちとしての目玉となる事業をすべく、市が主体となって立ち上げた。

質疑：選定委員のうち、その他市長が認めるものというのは具体的にどのような人を指すのか。

応答：大学の学長、福島市に子育てのために移住した方、商工会議所といった人たちを

その他市長が認めるものとしている。

質疑：子育て世代の転入増加はどれくらいか。

応答：2世帯の転入があった。

質疑：保育士の質が求められると思うが、保育士不足に陥ることはないのか。

応答：このプロジェクトを行うために質を保てず、保育士が離職するといったことは聞いていない。

質疑：私立の保育施設、幼稚園が参加できる事業とのことだが、公立の保育施設等については参加しないのか。

応答：公立の保育施設が果たす役割はセーフティネットであり、質の高い保育、多様化する保育サービスに対応することが求められることから、あえて公立は外している。

質疑：新しい特色ある取組を取り入れているとのことだが、他の保育施設の取組で魅力のあるものをまねして取り入れることは可能なのか。

応答：ある園が行っている取組だからやってはいけないということはない。特に自然環境については、福島市の自然を生かす取組を各園でどう展開し独自性を出すかを考慮している。

質疑：共生社会を目指す保育として、障害のある方も参加できる事業はあるのか。

応答：具体的にはないが、多様性を認めるという点で対応していきたいと考えている。

8 委員長所感

所沢市では、待機児童数の増加をはじめ保育環境改善の必要性が生じている。保護者が働き続ける環境を実現するには、より一層の「保育」と「労働」を調和させる支援が必要であるとともに「保育の質の向上」も重要になると考える。福島市で実施しているこどもたちの創造性や感性を育む「特色ある幼児教育・保育プロジェクト」の視察を通して、多方面・分野に渡る私立の幼稚園・保育士施設の取組とPR支援を学ぶことができ、今後の委員会での取組・審査の充実に資するものとなった。

健康福祉常任委員会視察報告概要

- 1 視察日時 令和5年10月27日（金）
午前10時から午前11時30分まで
- 2 視察先及び視察事項
 - ・視察先 岩手県盛岡市
 - ・視察事項 保育士確保対策事業
子育て短期支援事業
子育て支援センター あそびの広場（現地視察）
- 3 参加委員
委員長 川辺 浩直 副委員長 長谷川 礼奈
赤川 洋二 中井 めぐみ 粕谷 不二夫 大庭 祥照 山口 浩美
斎藤 由紀（オンライン）
- 4 視察の目的
盛岡市では、子ども・子育て支援事業計画の基本理念として「あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手」を掲げ、子ども・子育てを支援する様々な取組を進めている。これらの先進的な取組について、委員会として今後の審査等の参考とするため視察を行った。
- 5 視察の概要
盛岡市役所会議室にて、初めに盛岡市議会事務局法領田次長兼議事総務課長の挨拶が行われた。その後、盛岡市子ども未来部子育てあんしん課及び子ども青少年課による概要説明があり、質疑応答が行われた。続いて、子育て支援センターあそびの広場の現地視察を行った。
- 6 保育士確保対策事業
 - 【概要】
市内の保育所等へ就労する保育士を支援することで、保育士の定着を図るとともに、保育士の職場環境の改善につなげ、保育所等において児童の定員を確保し、待機児童解消につなげることを目的とした事業である。
 - 【取組事業の詳細と実績】
○保育士奨学金返還支援制度（H29.4～）
保育士の資格を取得する前に奨学金を受給し、現在返還を行っている保育士のうち、特に経済的負担が大きいと見込まれる若手保育士を対象に返還費用の一部相当の給付金を支給する事業である。

給付金額は返還月額 $\frac{2}{1}$ とするが、一月当たり7,000円を支給の上限とする。奨学金の返還方法が月賦払以外の場合は、年間で返還する予定額を12月で除した金額を月額とみなすものとする。給付月額 $\frac{2}{1}$ の上限額は、制度設計時に市内保育施設の保育士を対象にアンケート調査を実施し、返還月額平均14,000円の $\frac{2}{1}$ として設定した。

支給対象者は以下のとおりである。

- ① 市内に所在する保育施設に勤務する保育士であること。
- ② ①の保育施設を運営する法人に採用され、正規、非正規に関わらず勤務形態が常勤であること。
- ③ 新規雇用（採用）後、初めて奨学金を返還してから3年以内であること。
- ④ 償還する奨学金の借り受け先の法人が以下のいずれかであること。また、本人名義で借り受け、償還も本人が行っていること。
 - ・独立行政法人日本学生支援機構
 - ・公益財団法人交通遺児育英会
 - ・一般財団法人あしなが育英会
 - ・公益財団法人岩手育英奨学会
 - ・その他市長が適当と認めるもの
- ⑤ 申請時点で就業を継続する意思があることを勤務園が確認すること。
- ⑥ 過去においてこの支援制度に基づく給付を受けたことがないこと。（支給対象期間を経過していない者は除く）

| 年度 | 支給対象者数 | 保育所 | 認定こども園 | 小規模 | 企業主 | 給付金額 |
|----|--------|-----|--------|-----|-----|------------|
| 30 | 115名 | 72名 | 27名 | 11名 | 5名 | 6,264,278円 |
| 1 | 131名 | 72名 | 37名 | 19名 | 3名 | 7,003,167円 |
| 2 | 166名 | 87名 | 53名 | 18名 | 8名 | 9,121,127円 |
| 3 | 165名 | 86名 | 55名 | 16名 | 8名 | 8,391,335円 |
| 4 | 166名 | 87名 | 59名 | 13名 | 7名 | 8,553,979円 |

○保育士宿舎借上げ支援事業（H30.11～）

県又は市町村以外の運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所（以下「保育所等」という。）に対し、保育所等の事業者が保育士用のアパート等を借上げる費用の一部を補助する事業である。

※市外のアパートも可（住民票はアパートに置くこと）

補助対象基準額は月額52,000円（令和2年度以前から継続して同じ宿舎に居住している者のみ55,000円）を基準額 $\frac{1}{1}$ とする。ただし、対象保育士から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助対象基準額とする。補助金額は月額金額 $\frac{3}{4}$ 以内の額（上限39,000円（令和2年度以前から継続して同じ宿舎に居住している者のみ41,250円））とする。月額賃借料、共益費、管理費、更新手数料が補助対象費用であり、国が $\frac{1}{2}$ 、市が $\frac{1}{4}$ 、事業者が $\frac{1}{4}$ の割合で補助を負担とする。

対象の宿舎は保育所等を運営する事業者が借上げ、対象となる保育士が居住している宿舎とするが、運営法人やその従業員・役員等が所有する宿舎を除く。

対象となる保育士は、盛岡市内の保育所等に勤務する保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して5年以内の者とする。ただし、アパート等借上げの費用に、住居手当またはそれに類する補助をしている場合は対象とならない。保育士の勤務条件は、月20日以上かつ1日6時間以上保育に従事している者とする。

| 年度 | 対象数 | 保育所 | 認定こども園 | 小規模 | 企業主導型 | 交付額 |
|----|------|---------|---------|---------|-------|-------------|
| 30 | 57名 | 10施設26名 | 10施設28名 | 1施設2名 | 1施設1名 | 8,511,870円 |
| 1 | 110名 | 16施設46名 | 12施設53名 | 7施設10名 | 1施設1名 | 41,296,150円 |
| 2 | 138名 | 17施設58名 | 13施設65名 | 7施設14名 | 1施設1名 | 52,760,050円 |
| 3 | 153名 | 19施設56名 | 16施設78名 | 10施設15名 | 3施設4名 | 58,835,780円 |
| 4 | 162名 | 20施設63名 | 19施設84名 | 8施設10名 | 3施設4名 | 64,056,400円 |
| 5 | 172名 | 24施設75人 | 21施設83名 | 7施設10名 | 3施設3名 | 77,284,000円 |

○若手保育士処遇改善事業

採用から間もない保育士を中心に経済的負担を軽減するため、処遇改善加算の対象ではない経験年数3年未満の保育士を対象に処遇改善を行う法人に対し、費用の4分の3を補助する事業である。

市内で保育施設を運営する事業者を補助対象とし、対象とする保育士は以下のとおりである。

- ① 期間の定めのない労働契約もしくは1年以上の期間の労働契約を結んでいる。
- ② 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に勤務している。
- ③ 保育所等に採用された日から起算して3年以内の者で保育に従事している者。
- ④ 処遇改善加算Ⅱの適用を受けていないこと。

補助基準額は経験年数3年以上の保育士に加算される処遇改善加算と同額の5,000円の4分の3とし、市が4分の3、事業者が4分の1の割合で補助を負担とする。

| 年度 | 対象数 | 保育所 | 認定こども園 | 小規模 | 企業主導型 | 交付契約額 | |
|----|------|----------|---------|-------|-------|------------|------------|
| 1 | 119名 | 21施設79名 | 13施設37名 | 3施設3名 | - | 5,205,304円 | |
| 2 | 148名 | 20施設80名 | 15施設60名 | 6施設8名 | - | 6,359,714円 | |
| 3 | 140名 | 23施設63名 | 17施設69名 | 7施設7名 | 1施設1名 | 6,133,976円 | |
| 4 | 144名 | 25施設76名 | 15施設64名 | 4施設4名 | - | 6,005,625円 | |
| 5 | 137名 | 137名43施設 | | | | | 6,165,000円 |

○潜在保育士復職支援事業

(1) 保育体験（H30.2月～）

保育士資格を有しているが、現在保育園等で働いておらず、職場復帰に迷いや不安を持っている、いわゆる潜在保育士を対象に、保育園での「保育体験」を通じて復職への意欲につなげる。

(2) 盛岡市保育士カフェ（R1.9月～）

保育士資格を有しているが、現在保育園等で働いておらず、職場復帰に迷いや不安を持っている、いわゆる潜在保育士を対象に、情報交換や相談の場を設け、復職への意欲につなげる。

(3) 保育士サポートデスク事業

子育てあんしん課内に「保育士サポートデスク」を設置し、潜在保育士の把握及び就労支援並びに現役保育士の離職による潜在保育士化の予防を行う。活動内容は以下のものが挙げられる。

- ① 潜在保育士等有資格者のサポートデスクへの登録促進
- ② 現役保育士の悩み事の相談に応じる
- ③ 現役保育士と潜在保育士の交流会の実施
- ④ 各保育施設の求人情報の周知 等

○保育体制強化事業

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る事業である。

対象施設は私立保育所又は私立の幼保連携型認定こども園であり、補助額は1月当たり10万円を上限とする。

補助する要件は、保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出することとしている。

7 子育て短期支援事業

【概要】

病気や仕事等の理由で保護者による養育が一時的に困難になった児童を、市が委託する児童福祉施設で一時的に養育する。また、生活指導や食事の提供を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の増進を図る事業である。

盛岡市内の5施設を委託先とし、短期入所生活援助（ショートステイ）、夜間養護（トワイライトステイ）等を行っている。利用までの流れは以下のとおりである。

- ① 保護者から子ども家庭総合支援センターに連絡する。その際、当センターで児童の年齢や性別、発達特性等を確認する。
- ② 児童の特徴を踏まえ、当センターから各施設に受け入れを打診し、調整結果を保護者に連絡する。
- ③ 保護者が当センターに申請書類を提出する。

- ④ 保護者から施設に連絡し、持ち物や送迎時間を確認する。
- ⑤ 保護者が児童を施設に送迎する。

【課題】

委託先の状況（受入児童数に限りがある、児童の発達特性への対応が困難、感染症等の発生により受入を制限されるなど）により、利用者の希望どおりサービスを受けられない場合があるため、委託先の拡充や他サービスの紹介（児童相談所への相談や障害児福祉サービスの短期入所）について検討する。

8 質疑応答

【保育士確保対策事業】

質疑：保育士カフェの参加状況はどれくらいか。

応答：令和元年度は5名、令和2年度は5名、令和3年度は0名、令和4年度は1名、令和5年度は0名である。

質疑：保育士確保対策事業を利用した方のうち、保育士になった実績は。

応答：令和4年度の実績だと、保育士サポートデスクの利用者6名のうち5名が就職、保育体験の利用者5名のうち4名が就職、保育士カフェの利用者1名のうち1名が就職している。

質疑：サポートデスクの利用者の就職実績が大変高いが、就職しなかった方に対して何かサポートをしているのか。

応答：家庭の事情で就職ができない方もおり、そういった方に対してはお子さんの年齢が上がってから就職を案内するといった、長い目で安心していただけるサポートをしている。

質疑：保育士奨学金返還支援制度の対象となる借り受け先のうち、「その他市長が適当と認めるもの」の割合はどれほどあるのか。

応答：細かい数字は分からないが、保育士となる就学を目的とした奨学金であれば基本的に認めているところである。制度の趣旨に合致するかで判断している。

質疑：所沢市は保育士の地域手当が6%と隣接市に比べ非常に低いのがネックとなっており、他市への人材流出が問題となっている。盛岡市の地域手当を教えてください。

応答：地域手当の数字は分からないが、盛岡市でも関東圏の方が給与が高いため人材が流出することはあるが、そこを市の財源で補填することが難しいという問題を抱えている。

質疑：市内の公立保育園と私立保育園の数を教えてほしい。加えて一人当たりの保育士が面倒をみる子どもの数はどれほどか。

応答：市内に保育施設は106施設あり、公立の保育園は8施設、私立の保育園は41施設、私立の認定こども園は29施設、私立の地域型保育事業が28施設である。保育士の配置基準は国が規定しているとおりでである。

質疑：現場から保育士の配置基準を改善してほしいという要望があると思うが、盛岡市では今後、国の配置基準よりも手厚い対応をする予定はあるのか。

応答：保育士の確保の問題に加えて、財源も限りがあるので、思いはあるが実現には至っていないところである。

質疑：潜在保育士復職支援事業で体験できる保育所は限られているのか。それとも複数体験できるのか。

応答：2日間の体験は同じ保育施設で行うが、保育体験自体は複数回行えるので、再度別の保育施設で体験できる。

【子育て短期支援事業】

質疑：短期入所生活援助（ショートステイ）の利用上限を7日としているのは、年間で7日まで利用できるということか。また、一度の利用で何日ほどの入所することが多いのか。

応答：年間で7日を上限としている。一度で2、3日の利用が多い。

質疑：子ども青少年課と子育てあんしん課の事務分掌はどうなっているのか。

応答：子ども青少年課は虐待相談、子育て支援計画の策定を行う企画、児童センターの管理運営、ひとり親や子育て世帯への手当の支給等を行っている。一方で、子育てあんしん課は保育園の運営に特化している。

質疑：トワイライトステイの利用は、夕方から22時と22時から翌朝までとのことだが、うち22時から翌朝までを利用する人の割合はどれほどか。

応答：利用者の大半が夕方から翌朝までの通しで利用している。

9 委員長所感

所沢市では、待機児童数の増加をはじめ保育環境改善の必要性が生じている。保護者が働き続ける環境を実現するには、より一層の「保育」と「労働」を調和させる支援とともに不足する保育士の確保が重要と考える。盛岡市で実施している「保育士確保対策事業」の取組の成果と課題を調査することができ参考になった。また、質疑の中で所沢市での一つの課題となっている待遇のいい地域への保育人材流出が、盛岡市でも課題となっていることも分かり、今後の委員会での取組・審査の充実に資するものとなった。